

社会福祉法人西尾市社会福祉協議会寺津デイサービスセンター
基準該当生活介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人西尾市社会福祉協議会が開設する基準該当生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する基準該当生活介護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が支給決定を受けた利用者に対し、適正な基準該当生活介護事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行う。

2 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、西尾市、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連絡を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 社会福祉法人西尾市社会福祉協議会寺津デイサービスセンター

(2) 所在地 西尾市寺津町天王山27番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職 種	員 数
管理者	1人
生活相談員	1人以上（常勤換算）
介護職員	1人以上（常勤換算）
看護職員	1人以上
機能訓練指導員	1人以上

(1) 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 従業者は、基準該当生活介護の提供にあたる。

(基準該当生活介護の利用定員)

第5条 基準該当生活介護の利用定員は、次のとおりとする。

定員15名（介護保険サービス利用者を含む。）

(通常の送迎及び事業の実施地域)

第6条 通常の送迎及び事業の実施地域は、西尾市の区域とする。

(基準該当生活介護の内容及び主たる対象者)

第7条 基準該当生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、排せつ、食事等の介護及び日常生活上の世話
- (2) 日常生活動作の機能訓練
- (3) 健康チェック
- (4) 送迎

2 事業所においては基準該当生活介護を提供する主たる対象者は、身体障害者とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第8条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービスの提供を受けてもらうよう、指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 気分が悪くなったときは、すみやかに申し出る。
- (2) 他の利用者等の迷惑にならないようにする。

(緊急時における対応方法)

第9条 従業者は、基準該当生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、家族等に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者へ報告しなければならない。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する消防計画等を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出等の訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止委員会を年1回以上開催するとともに、その結果について介護職員等に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための研修を年1回以上実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所介護職員等又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを西尾市に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 事業所は、利用者に対して適切な基準該当生活介護を提供するため、従業者の勤務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上を図るため、研修（前条に規定す

る利用者の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。)の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後2ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人西尾市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。